

『近畿 Venous Forum』 会則

【総則】

第1条 本会は日本静脈学会近畿支部で「近畿 Venous Forum」（以下、本会）と称する。

【目的】

第2条 本会は、静脈疾患の病態の解明、診断・治療の普及と向上に寄与することを目的とする。

【事業】

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 年1回の研究会等の開催
2. その他、本会の目的達成に必要な事業

【会員】

第4条 本会の主旨に賛同し、入会を希望する者。

賛助会員：本会の目的に賛同し、本会の事業を援助しようとする者。

【役員】

第5条 本会は次の役員で構成し、会の運営にあたる。

1. 理事長 1名 副理事長 1名
2. 評議員 25名程度
3. 会計 1名
4. 監事 2名
5. 特別会員

第6条 役員の任期は3年とし、再任は妨げない。但し、65歳に達した場合には、役員の意思確認

をおこなう。委任状をもって出席に代えるが、3回以上理由なく連続して欠席した場合、評議員の資格を失う。

第7条 役員の選出は以下による。

1. 役員は会員より構成される。
2. 評議員は評議員の推薦により選出され評議委員会で承認を受ける。
3. 会計は役員の推薦により選出し、評議委員会の承認を受ける。
4. 監事は役員の推薦により選出し、評議委員会の承認を受ける。

第8条 役員の職務は以下による。

1. 理事長は本会を代表し、総会ならびに学術集会を主宰する。
2. 評議員は理事長の業務を補佐する。
3. 会計は本会の会計および資産を管理する。
4. 監事は会務および会計を監査する。
5. 特別会員は評議委員会を補佐し、助言を与えることができる。議決権は有しない。

【評議委員会】

第9条 本会に評議委員会を設置する。評議委員会は理事長、副理事長、評議員、会計、監事により構成され、その議長は理事長もしくは理事長が指名する評議員が執り行う。

第10条 評議委員会は構成メンバーの半数以上が出席しなければ評議委員会を開き決議することは出来ない。ただし、やむをえない理由により評議委員会を欠席する評議委員は理事長に採決を託する委任状をもって出席とする。出席者の半数を超える賛同により議決が成立する。

第11条 本会の運営は評議委員会が行う。

【学術集会】

第12条

1. 学術集会は近畿 Venous Forum と称し日本静脈学会近畿支部として、原則として年1回開催する。

2. 学術集会は静脈疾患のあらゆる分野に関する研究発表および特別講演をその内容とする。
3. 会長とは、本会が主催する学術集会の会長の事をいう。会長は役員の互選により選出される。会長の任期は1年とし、前年度学術集会終了後より当年度学術集会終了時までとする。
4. 学術集会は会長が主題および開催日を決め運営するものとする。

【会計】

第13条 本会の経費は参加費、その他の収入をもってこれにあてる。本会は会員から年会費を徴収しない。

第14条 会員は本会開催毎に会費を参加費として納めるものとする。

第15条 本会は第3条の事業にかかる補助金を受け入れることができる。

第16条 本会の会計は年度ごとに監事による監査を受けた後、評議委員会で承認される。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第18条 会長は任期期間中の、会計年度終了時の収支報告をまとめ、監事の監査を経て評議委員会に諮るものとする。

1. 規約（変更のあった時）
2. 評議員会議事録は、書記を選任し会長の責任において作成する。
3. 会長は、収支報告書を作成し、次期会長に引き継ぐ。

【入会】

第19条 賛助会員：本会に賛助会員として入会を希望する者は、事務局に申し込むものとする。

【退会】

第20条 退会を希望する者は、その旨を事務局へ届け出るものとする。

【会則の改定】

第21条 本会の会則は、評議委員会の承認を経て改定することができる。また、付則や細則を別に定めることができる。

【評議員】

第22条 同一施設で同一診療科からは1名とする。

【特別会員】

第23条 評議員が65歳に達したとき、会長を務めたなど、本会と静脈学に貢献があったものに対し、評議委員会の推薦を得たのち、本人の意思を確認し特別会員とする。

【付則】

付則1 本会の事務局を医療法人下肢静脈瘤研究会 坂田血管外科クリニックに置く。

① 〒541-0043 大阪市中央区高麗橋1-7-3 北浜プラザ 3F

② 電話 06-6121-2368 FAX06-6121-2369 Email kinki-vf@email.plala.or.jp

付則2 本会開催ごとの会長は第4条の評議員より、評議委員会で決定する。

付則3 会長は担当する本会の実務運営にあたる。

付則4 本会則は、平成29年12月2日より施行する。

付則5 本会は、前身である近畿下肢静脈瘤研究会より受け継いだ。

【細則】

細則 1 本会の役員を以下に定める。(評議員氏名は五十音順)

【 理 事 長 】	久保 盾貴	(大阪大学 形成外科)
【 副 理 事 長 】	山本 崇	(やまもと静脈瘤クリニック)
【 評 議 員 】	日外 知行	(藍野病院 外科)
	穴井 洋	(市立奈良病院 放射線科)
	綾部 忍	(八尾徳洲会病院 形成外科)
	池田 正孝	(兵庫医科大学 外科)
	磯ノ上 正明	(いそのかみ皮膚科)
	今井 崇裕	(西の京病院 血管外科)
	大須賀 慶悟	(大阪医科薬科大学 放射線診断科)
	川崎 寛	(ハルカス川崎クリニック)
	草川 均	(松阪おおたクリニック)
	坂井 浩志	(大阪けいさつ病院 皮膚科)
	坂田 雅宏	(坂田血管外科クリニック)
	坂本 一喜	(なんば坂本外科クリニック)
	武田 亮二	(音羽病院 脈管外科)
	辻 明宏	(国立循環器病研究センター 心臓血管内科)
	中西 健史	(明治国際医療大学 皮膚科)
	中山 佳之	(住友病院 手術室)
	西本 裕二	(市立豊中病院 循環器内科)
	波多 祐紀	(JCHO 大阪病院 形成外科)
	畑田 充俊	(西宮渡辺心臓脳・血管センター)
	福田 和歌子	(大山記念病院 心臓血管外科)
	藤村 博信	(市立豊中病院 心臓血管外科)
	三木 綾子	(住友病院 形成外科)
	保田 知生	(星が丘医療センター 血管外科)
	山下 侑吾	(京都大学 循環器内科)
【 会 計 】	坂田 雅宏	(坂田血管外科クリニック)
【 監 事 】	坂井 浩志	(大阪けいさつ病院 皮膚科)
	藤村 博信	(市立豊中病院 心臓血管外科)

細則 2 第 23 条に則り、本会の特別会員を以下に定める。(五十音順)

【 特 別 会 員 】	伊藤 孝明	(兵庫医科大学 皮膚科)
	岡村 吉隆	(和歌山県立医科大学 名誉教授)
	柿木 英佑	(柿木外科クリニック)
	佐賀 俊彦	(前 近畿大学 心臓血管外科)
	高木 正	(高井病院 形成外科)
	竹田 幹	(藍野病院 外科)
	内藤 泰顯	(内藤クリニック)
	福田 幾夫	(弘前大学 名誉教授)
	松尾 汎	(松尾クリニック)
	吉川 公彦	(奈良県立医科大学 病院長)
	久米 明廣	(皮ふ科眼科くめクリニック)
	仁科 建	(奈良県総合医療センター)
	澁谷 卓	(大阪大学 心臓血管外科)

[平成 29 年 12 月 2 日 施行]

令和 5 年 3 月 1 日 改定